最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

2022年度、青森県の最低賃金は31円引き上げられて853円となった。 過去最大の引き上げ幅となったが、青森県の最低賃金額は未だ全国最低水準であり、853円という最低賃金額では、仮に週40時間、年52週働いたとしても年収で約177万円、月収にすると14万7000円程度にしかならない。現状の青森県における最低賃金額では労働者が健康で文化的な生活を営むことは困難と言わざるを得ない。長期に及んだ新型コロナウイルスの感染の影響やロシアのウクライナ侵攻の中で、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急騰していることからすれば、労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、地方の中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇または維持を実現する必要があり、そのためにはまず最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

2022年の最低賃金は最も高い東京都で時給1072円であり、最も低い青森県とは219円もの開きがある。地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、都市部と地方の間ではほとんど差がないという分析がなされている。労働者の生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上は、賃金格差は速やかに解消されるべきである。

最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は最低 賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。青森県におい ては、急激な人口減に直面し、人口減少克服を喫緊の課題としているのであるか ら、この見地からも、最低賃金を全国水準にまで大幅に引き上げるべきである。

一方、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策についても更なる拡充が求められる。現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施しているが、その支援は未だ十分とは言いがたく、青森県の地域経済を支える中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。

したがって、青森県弁護士会は、政府に対し、最低賃金の引き上げを主導するとともに中小企業へのきめ細やかな支援を行うことを求め、中央最低賃金審議会に対しては、地域別最低賃金額の改定の目安を大幅に引き上げ、地方最低賃金審議会による地域別最低賃金の大幅な引上げを促すことを求め、そして、青森県地方最低賃金審議会に対しては、青森県民の生活の向上と人口流出に歯止めをかけるためにも、中央最低賃金審議会の示す目安にとどまらない大幅な最低賃金の引上げを行うことを求めるものである。

2023年(令和5年)6月27日 青森県弁護士会 会長 伊 藤 佑 輔